

○柏市商工団体共同施設補助金交付規則

昭和53年9月1日

規則第33号

改正 昭和62年4月1日規則第33号

〔題名改正〕

昭和62年12月1日規則第52号

平成3年3月29日規則第10号

平成8年4月1日規則第40号

平成9年4月1日規則第19号

平成13年3月30日規則第45号

平成15年3月31日規則第43号

平成17年3月25日規則第64号

平成18年3月31日規則第62号

平成22年3月26日規則第17号

平成26年3月31日規則第36号

〔注〕平成8年から改正経過を注記した。

（趣旨）

第1条 この規則は、柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号）その他法令等に定めるもののほか、市内の商工団体に対し、共同施設（中小企業高度化資金の対象施設を除く。）の設置（増築又は改築を含む。以下同じ。）、維持管理及び撤去のうち、市長が必要と認めるものに要する費用に係る補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（平9規則19・平22規則17・一部改正）

（定義）

第2条 この規則において「商工団体」とは、次に掲げるもの（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するものとして千葉県警察本部長が認めるものを除く。）をいう。

（1）商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第9条に規定する商店街振興組合

(2) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

(3) その他市長が適当と認める商工団体

（平26規則36・一部改正）

（対象及び補助金の額）

第3条 補助金交付の対象となる共同施設及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（平9規則19・一部改正）

（申請期限等）

第4条 設置費、修繕費又は撤去費に係る補助を受けようとする者は、共同施設の設置、修繕又は撤去をしようとする年度の前年度において市長が別に定める日までに当該設置、修繕又は撤去の工事の計画について市長と協議しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 設置費、修繕費及び撤去費に係る申請書の提出は共同施設の設置前、修繕前又は撤去前までとし、維持費に係る申請書の提出は1月末までとする。

（平9規則19・全改，平17規則64・平22規則17・一部改正）

（申請書添付書類）

第5条 柏市補助金等交付規則第2条第3項の規定により申請書に添付する書類は、設置費、修繕費及び撤去費に対するものにあつては第1号から第3号まで及び第5号に掲げる書類とし、維持費に対するものにあつては第4号及び第5号に掲げる書類とする。

(1) 収支予算書

(2) 見積書の写し及び工事仕様書の写し

(3) 商工団体の規則又は会則

(4) 前年1月1日から12月31日までに支払った電気料金の領収書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

（平9規則19・全改，平22規則17・平26規則36・一部改正）

第6条 削除

（平9規則19）

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和53年8月1日から適用する。
(柏市商店街共同施設設置費補助金交付規則の廃止)
- 2 柏市商店街共同施設設置費補助金交付規則(昭和47年柏市規則第21号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた申請その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。
(平成15年度における街路灯に係る補助金の額の限度の特例)
- 4 平成15年度における街路灯に係る補助金の額の限度に限り、別表(街路灯の項の部分に限る。)の規定の適用については、同表中「15万円」とあるのは「20万円」とする。

(平15規則43・追加)

附 則(昭和62年規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年規則第52号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の柏市商工団体共同施設補助金交付規則の規定は、昭和62年11月1日から適用する。

附 則(平成3年規則第10号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年規則第45号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第43号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表（街路灯の項、アーチの項、アーケードの項及びカラー舗装道路の項の部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日以後に行う共同施設の設置、維持及び修繕について適用し、同日前に行われた共同施設の設置、維持及び修繕についてはなお従前の例による。

附 則（平成17年規則第64号）

この規則は公布の日から施行し、改正後の別表の規定は平成17年1月1日から適用する。

附 則（平成18年規則第62号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第17号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第36号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条）

（平22規則17・全改，平26規則36・一部改正）

共同施設	補助金の額			
	設置費に対するもの	維持費に対するもの	修繕費に対するもの	撤去費に対するもの
街路灯	建設費の3分の2以内の額。ただし、1基につき20万円を限度とする。	1年間の電灯料金の2分の1以内の額	修繕費の3分の2以内の額	撤去費の3分の2以内の額
アーチ	建設費の3分の2以内の額	1年間の電灯料金の2分の1以内の額	修繕費の3分の2以内の額	撤去費の3分の2以内の額
アーケード	建設費の2分の1以内の額	1年間の電灯料金の2分の1以内の額	修繕費の3分の2以内の額	撤去費の3分の2以内の額

		額		
防犯カメラ（街路灯，アーケード等に取り付けられるものに限る。）	建設費の2分の1以内の額	防犯カメラの稼働に要する1年間の電気料金の2分の1以内の額	修繕費の3分の2以内の額	
カラー舗装道路	建設費の2分の1以内の額		修繕費の3分の2以内の額	
駐車場	用地賃借料（5年以内の期間に係るものに限る。）及び設置工事費の2分の1以内の額	機械式の駐車場にあっては、当該機械式の駐車場の設備の稼働に要する1年間の電気料金の2分の1以内の額	修繕費の3分の2以内の額	
駐輪場	用地賃借料（5年以内の期間に係るものに限る。）及び設置工事費の2分の1以内の額	管理費用の2分の1以内の額	修繕費の3分の2以内の額	
共同福利厚生施設	建設費の10分の3以内の額		修繕費の3分の2以内の額	
その他市長が必要と認めたもの	建設費の3分の2以内の額		修繕費の3分の2以内の額	撤去費の3分の2以内の額

備考

- 1 「共同福利厚生施設」とは、従業員の福利厚生及び雇用安定のための施設をいう。
- 2 駐輪場の補助にあっては、一の駐輪場につき、設置費に対するもの又は維持費に

対するもののいずれかを対象とする。